

# 杉並区立井草中学校 人権教育推進方針

## 1 人権教育についての共通理解事項

「人権教育は、学習指導、生活指導、進路指導その他すべての教育活動の基盤である。」

生徒・保護者対象	友達や先生等に対する暴言・暴力を含めた人権侵害・いじめは絶対に許しません。侵害行為に対しては、他の教育活動よりも優先して指導します。場合により、他人の人権を守るために必要な措置を行うことがあります。
本校の教職員対象	すべての教員は、すべての生徒に対し、人権教育を行う職務があります。同僚や生徒等に対する暴言・暴力を含めた人権侵害・ハラスメント行為は許しません。侵害行為に対しては分限処分・懲戒処分・研修等を行います。

※分限処分とは、職務遂行上の勤務実績不良や適格性の欠如、心身の故障等に対して出される処分のことです。 ※懲戒処分とは、違反行為に対して出される処分のことで、戒告・減給・停職・免職があります。

### (1) 生徒の目標

中学校生活を通して、人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになる。

それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにする。

### (2) 教職員の目標

教職員一人一人が人権尊重の理念と人権に関する法令等を理解し、学校が人権教育の目標を明確にして、学校として組織的・計画的に人権教育を効果的に展開する。

《参考①》東京都教育委員会の教育目標（抜粋） ※平成13年1月11日 東京都教育委員会決定

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間
- 社会の一員として、社会に貢献しようとする人間
- 自ら学び考え行動する、個性と想像力豊かな人間      の育成に向けた教育を重視する。

《参考②》東京都教育委員会の基本方針 ※平成19年4月1日改訂

【基本方針1】「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成

多様な人々が暮らす東京にあって、すべての大人、子供たちが、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神をはぐくむことが求められる。

そのために、人権教育及び心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、公共心を持ち自立した個人を育てる教育を推進する。

## 2 東京都委員会・杉並区教育委員会における人権教育の重点推進事業

- (1) 東京都人権施策推進指針等に示された①～⑮の人権課題についての教育
- (2) 杉並区教育委員会が定めるいじめ防止対策